

佐渡市と相模女子大学との連携協議会要項

(趣旨)

第1条 この要項は、佐渡市と相模女子大学との包括連携に関する協定書(以下「協定書」という。)第3条第2項の規定に基づき、佐渡市と相模女子大学との連携協議会(以下「連携協議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 連携協議会は、次に掲げる事項について協議する。

協定書第2条に掲げる分野において、連携・協力して行う事業に関する
こと。

その他佐渡市と相模女子大学との連携に関すること。

(組織)

第3条 連携協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

佐渡市長から推薦された者 若干人

佐渡市教育委員会から推薦された者 若干人

相模女子大学長から推薦された者 若干人

(議長)

第4条 連携協議会に議長を置き、佐渡市長が指名する者及び相模女子大学長が指名する者をもって充てる。

2 議長に事故があるとき又は欠けたときは、議長のあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 連携協議会は、議長のいずれか(以下「招集権者」という。)が、必要に応じて招集する。

2 招集権者は、あらかじめ議長の協議により定めるものとする。

3 議長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 連携協議会に関する事務は、佐渡市においては総合政策課が、相模女子大学においては、企画政策グループがそれぞれ処理するものとする。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、連携協議会の運営に関し必要な事項は、議長が連携協議会に諮って定める。

附 則

この要項は、平成23年11月1日から実施する。